教育委員会 (<u>議案</u>·報告) 第20号

(所 管) 教委総務部 教育政策課

	(所 管) 教委総務部 教育政策課
件 名	堺市教育委員会公告式規則の一部改正について
提案理由	堺市公告式条例の一部改正を踏まえ、教育委員会規則の公布等について、その押印の見直しを行うこととし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案(報告)の概要又は要旨	 改正の内容 教育委員会規則の公布等について、今後は、教育長の押印を要しないこと とするもの 施行期日 公布の日から施行するものであること。
備考	
議決後必要と なる取組	 この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他()

議案第 20 号

堺市教育委員会公告式規則の一部改正について

堺市教育委員会公告式規則について、次のとおり改正する。

令和 4 年 10 月 17 日 堺 市 教 育 委 員 会 教 育 長 粟 井 明 彦

堺市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公告式規則(昭和39年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1項中「て教育長印を押さ」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会公告式規則(昭和39年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(公布の方法)	(公布の方法)
第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び 教育長名を記入し <u>て教育長印を押さ</u> なければならない。	第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び 教育長名を記入しなければならない。
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)